

改正

平成25年4月1日

平成29年3月31日要綱

平成30年3月5日要綱

令和3年3月1日要綱

令和5年3月15日要綱

所沢市り災見舞金等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた市民又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 市の区域内に発生した火災若しくは爆発又は暴風雨、洪水、地震その他異常な自然現象をいう。
- (2) 市民 災害発生の当時、市の区域内に住所を有した者をいう。
- (3) 遺族 災害により死亡した市民の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下同じ。）をいう。
- (4) 住家 現実に自ら居住のために使用している建物をいう。
- (5) 全焼、全壊又は流失 住家の焼失、損壊又は流失した部分の床面積が延床面積の70%以上に達したとき、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価又は再調達価額（住家を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額をいう。次号において同じ。）の50%以上に達した被害の程度をいう。
- (6) 半焼又は半壊 住家の焼失、損壊部分が延床面積の20%以上70%未満又はその住家の主要構造部の被害額がその住家の時価又は再調達価額の20%以上50%未満

であり、補修すれば元どおりに再使用できる被害の程度をいう。

- (7) 部分焼 住家の焼失が延床面積の5%以上20%未満の被害の程度をいう。
- (8) 水損 火災に伴う消火活動により住家が浸水した状態をいう。
- (9) 床上浸水等 住家が床上浸水又は土砂等のたい積により、一時的に居住することができない状態となった被害の程度をいう。
- (10) 死亡 災害による死亡をいう。
- (11) 重傷 災害による負傷で1か月以上の治療を要するものをいう。

(見舞金等の支給)

第3条 市民が災害により、住家の被害を受けたとき、又は死亡し、若しくは重傷となったときは、当該市民の属する世帯の世帯主又は遺族に対し、見舞金等を支給する。

2 前条第5号、第6号又は第7号に係る見舞金が支給されるときは、同条第8号又は第9号に係る見舞金は、重ねて支給しない。

(見舞金等を支給する遺族)

第4条 見舞金等を支給する遺族の順位は、次に掲げる順序とする。

(1) 死亡した者の死亡当時その者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡した者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹に対して、見舞金等を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項第1号の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給

することができる。

- 4 前3項の場合において、見舞金等の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(見舞金等の額等)

第5条 見舞金等の額は、次の表の左欄に掲げる被害区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。

被害区分	額
全焼、全壊又は流失	3人以上の世帯 1世帯 100,000円
	2人の世帯 1世帯 70,000円
	単身世帯 1世帯 50,000円
半焼又は半壊	2人以上の世帯 1世帯 50,000円
	単身世帯 1世帯 40,000円
部分焼	1世帯 30,000円
水損	1世帯 30,000円
床上浸水等	1世帯 30,000円
死亡	1人 70,000円
重傷	1人 50,000円

- 2 市長は、前項の表に掲げる被害区分について、埼玉西部消防組合消防長その他関係行政機関が発行するり災証明書等を参考とし、認定する。

- 3 市長は、第1項の表の左欄に掲げる被害区分に該当する被害のほか、必要と認めるときは、見舞金等を支給することができる。

(支給の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金等の全部又は一部を支給しないことができる。

- (1) 災害による被害が被災者の故意又は重大な過失によるものであるとき
- (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）による援護が適用されるとき
- (3) その他市長が支給を不相当と認めたとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は昭和55年4月1日より実施する。

附 則（昭和58年4月1日）

この要綱は昭和58年4月1日より実施する。

附 則（平成5年4月1日）

この要綱は平成5年4月1日より実施する。

附 則（平成8年4月1日）

この要綱は平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日要綱）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月5日要綱）

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の所沢市り災見舞金等支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に生じた災害に係る見舞金又は弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和3年3月1日要綱）

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、改正後の所沢市り災見舞金等支給要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に生じた災害に係る見舞金又は弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和5年3月15日要綱）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に生じた災害に係る見舞金又は弔慰金の支給について適用し、同日前に生じた災害に係る見舞金又は弔慰金の支給については、なお従前の例による。